

全体貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

自治体名: 蟹江町

会計: 全体会計

(単位: 百万円)

科目名	金額	科目名	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	50,612	固定負債	19,607
有形固定資産	46,091	地方債等	13,001
事業用資産	20,811	長期未払金	-
土地	14,018	退職手当引当金	1,739
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	14,898	その他	4,867
建物減価償却累計額	-8,790	流動負債	1,180
工作物	881	1年内償還予定地方債等	780
工作物減価償却累計額	-206	未払金	53
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	0
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	166
航空機	-	預り金	144
航空機減価償却累計額	-	その他	37
その他	-	負債合計	20,787
その他減価償却累計額	-	【純資産の部】	
建設仮勘定	11	固定資産等形成分	51,716
インフラ資産	24,531	余剰分(不足分)	-17,975
土地	6,402		
建物	382		
建物減価償却累計額	-218		
工作物	31,880		
工作物減価償却累計額	-14,054		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	139		
物品	3,016		
物品減価償却累計額	-2,268		
無形固定資産	951		
ソフトウェア	68		
その他	884		
投資その他の資産	3,570		
投資及び出資金	23		
有価証券	-		
出資金	23		
その他	-		
投資損失引当金	-		
長期延滞債権	145		
長期貸付金	11		
基金	3,400		
減債基金	-		
その他	3,400		
その他	3		
徴収不能引当金	-10		
流動資産	3,915		
現金預金	2,506		
未収金	299		
短期貸付金	63		
基金	1,041		
財政調整基金	877		
減債基金	164		
棚卸資産	12		
その他	3		
徴収不能引当金	-8		
資産合計	54,528	純資産合計	33,741
		負債及び純資産合計	54,528

全体行政コスト計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

自治体名:蟹江町

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目名	金額
経常費用	16,121
業務費用	6,666
人件費	2,178
職員給与費	1,783
賞与等引当金繰入額	164
退職手当引当金繰入額	77
その他	154
物件費等	4,192
物件費	2,779
維持補修費	223
減価償却費	1,190
その他	-
その他の業務費用	295
支払利息	126
徴収不能引当金繰入額	17
その他	152
移転費用	9,456
補助金等	3,890
社会保障給付	5,565
他会計への繰出金	-
その他	1
経常収益	1,422
使用料及び手数料	912
その他	510
純経常行政コスト	14,699
臨時損失	16
災害復旧事業費	-
資産除売却損	16
投資損失引当金繰入額	-
損失補償等引当金繰入額	-
その他	0
臨時利益	4
資産売却益	4
その他	0
純行政コスト	14,711

全体純資産変動計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日

自治体名:蟹江町

会計:全体会計

(単位:百万円)

科目名	合計	固定資産等形成分	余剰分(不足分)
前年度末純資産残高	34,158	51,153	-16,995
純行政コスト(△)	-14,711		-14,711
財源	14,259		14,259
税金等	9,254		9,254
国県等補助金	5,005		5,005
本年度差額	-453		-453
固定資産等の変動(内部変動)		530	-530
有形固定資産等の増加		2,040	-2,040
有形固定資産等の減少		-1,226	1,226
貸付金・基金等の増加		746	-746
貸付金・基金等の減少		-1,029	1,029
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	33	33	
その他	2	-	2
本年度純資産変動額	-418	563	-981
本年度末純資産残高	33,741	51,716	-17,975

全体資金収支計算書

自 平成30年4月1日
至 平成31年3月31日自治体名:蟹江町
会計:全体会計

(単位:百万円)

科目名	金額
【業務活動収支】	
業務支出	14,951
業務費用支出	5,343
人件費支出	2,094
物件費等支出	3,000
支払利息支出	126
その他の支出	122
移転費用支出	9,608
補助金等支出	4,043
社会保障給付支出	5,565
他会計への繰出支出	-
その他の支出	1
業務収入	15,566
税込等収入	9,218
国県等補助金収入	4,910
使用料及び手数料収入	927
その他の収入	510
臨時支出	2
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	2
臨時収入	0
業務活動収支	613
【投資活動収支】	
投資活動支出	2,690
公共施設等整備費支出	2,015
基金積立金支出	614
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	61
その他の支出	-
投資活動収入	1,317
国県等補助金収入	298
基金取崩収入	863
貸付金元金回収収入	63
資産売却収入	4
その他の収入	89
投資活動収支	-1,373
【財務活動収支】	
財務活動支出	835
地方債等償還支出	796
その他の支出	39
財務活動収入	1,702
地方債等発行収入	1,702
その他の収入	-
財務活動収支	867
本年度資金収支額	107
前年度末資金残高	2,267
本年度末資金残高	2,374
前年度末歳計外現金残高	133
本年度歳計外現金増減額	-1
本年度末歳計外現金残高	132
本年度末現金預金残高	2,506

注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 出資金

ア 市場価格のないもの……………出資金額

ただし、出資先の財政状態の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品……………先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 6 年～60 年

物品 3 年～20 年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によってい

ます。)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース契約 1 件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去 5 年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

地方公共団体財政健全化法における退職手当支給額に係る負担見込額算定方法に従っております。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が 1 年以内のリース取引及びリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（蟹江町資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

該当なし

2 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
介護保険管理特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
後期高齢者医療保険事業特別会計	地方公営事業会計	全部連結	—
水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	—
下水道事業会計	地方公営事業会計	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

① 地方公営事業会計は、すべて全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4) 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

翌年度予算において、財産収入として措置されているもの

イ 内訳

該当なし